

令和7年5月19日

一般社団法人千葉県タクシー協会

千葉県市原・南房交通圏における 「自家用車活用事業」の運行開始について

千葉県市原交通圏（市原市）、千葉県南房交通圏（袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、鴨川市、南房総市、館山市、鋸南町）において、事業者による申出により、令和6年11月12日に国土交通省から、市原交通圏【日曜日～土曜日16時台～午前5時台または、それ以外の雨天時】南房交通圏【金曜日及び土曜日の午後4時台から午前5時台】のタクシーのみなし不足車両数（当該営業区域のタクシー車両数の5%）が公表され、当該両交通圏のタクシー事業者が自家用車活用事業を令和7年4月より順次運行開始致しましたお知らせ致します。

今後においても、タクシーが不足しやすい地域・時期・時間帯の移動の足の不足の解消という交通の課題に向け、会員事業者一丸となって取り組んで参ります。引き続きタクシーのご利用をよろしくお願ひ申し上げます。

【自家用車活用事業について】

国土交通省より道路運送法第78条第3号に基づいて創設された自家用車活用事業制度は、タクシー事業者が実施主体となり、タクシーが不足しやすい地域・時期・時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することをいいます。

ご利用について

① アプリにより配車する場合

専用の配車アプリを介して予約し、出発地や目的地の入力や、事前に確定した利用料金の支払い等をアプリ上で行います。

② アプリ以外で配車する場合

電話等による配車依頼時に、出発地、経由地及び目的地を伝えることにより、利用料金を事前に確定し、電子決済及び現金にてお支払いいただけます。

【問合せ先・担当者】

一般社団法人千葉県タクシー協会

担当者：高山・田中・竹田

Tel : 043-307-7002 Fax : 043-307-7003